

日連第20～388号
平成20年9月3日

都道府県協会御中

(社)日本エルピーガス連合会

液化石油ガス設備工事の作業に従事する者の適切な管理について
(お願い)

標記について、経済産業省原子力安全・保安院長から、別添のとおり要請がありました。

本件は、原子力安全・保安院所管のLPガス販売事業者において、液石設備士免状を有していない従業員が液石設備工事作業に従事していた法違反があったことから当連合会に対し、類似事案の発生を防止するよう要請されたものです。

つきましては、貴協会会員に対し、液石設備作業に従事する従業員が免状を有しているかどうかの確認を行うよう対応方よろしくお願いいたします。

なお、日液協、全卸協にも同様の対応を行うよう通知しているとのことです。

以上
発信手段：Eメール
担当者：内倉、渡辺、瀬谷